

### 1票の較差をめぐる最高裁大法廷判決に関する会長声明

平成24年10月17日、最高裁判所大法廷は、平成22年7月11日に施行した参議院議員通常選挙（選挙区選出）で選挙区間の投票価値の較差が当時最大5.00倍に達していたことについて、「選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた。」とした。

しかしながら、同判決は、「もっとも、上記選挙までの間に上記議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、その規定が憲法に違反するに至っていたということはない。」とした。

その上で、大法廷は、「参議院議員選挙における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措

置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある。」として、選挙区の大幅な見直しを伴う立法措置を求めている。

選挙権は、民主主義の根幹を構成する重要な権利である。一票の実質的価値に明らかな差異が生じることを許容するならば、有権者の意思を公平かつ合理的に立法府に反映させるための平等選挙制度の機能は著しく阻害されることになる。

当会は、かかる投票価値の平等の保障の重要性に鑑み、国会に対し、直ちに、同判決が指摘する「違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態」を解消するための立法作業に着手して、1票の価値の較差をできるかぎり1倍に近づけるよう強く求めるものである。

2012年10月17日

東京弁護士会会長 斎藤 義房

### 「東京電力女性社員殺人事件」に対する再審無罪判決についての会長声明

東京高等裁判所第4刑事部は本日、1997（平成9）年に発生したいわゆる「東京電力女性社員殺人事件」について、検察官の控訴を棄却し、被告人のゴビンダ・プラサド・マイナリ氏は無罪であるとする判決を言い渡した。

本日の判決は、再審請求審及び再審開始決定後になされたDNA鑑定の結果などをふまえてマイナリ氏を無罪としたものである。

これは、2000（平成12）年4月に“疑わしきは被告人の利益に”の鉄則に基づいて無罪を言い渡した東京地裁の判断が正しかったことを示すとともに、かかる一審の無罪判決を覆しマイナリ氏を無期懲役とした同年12月の東京高裁判決が刑事訴訟の鉄則に反する重大な誤りを犯していたことを明らかにしたものである。

この度の再審無罪判決は、長年に亘って冤罪と闘ってきたマイナリ氏の名誉を回復するものとして妥当な判断であるといえることができる。

しかしながら、本来であればマイナリ氏は、2000（平成12）年4月の無罪判決をもって刑事手続から解放されなければなら

なかったものであり、特段の証拠もなく安易に控訴をした検察の姿勢は批判されなければならない、いわんや東京高裁による誤判の責任は重大である。また本件は、再審請求後に新たになされたDNA鑑定の結果により第三者が犯行に及んだ可能性ははっきりしたから無罪となったものであり、このように被告人側の“無実”が明らかにならない限り再審が開始されず無罪判決を得ることができないのでは、“疑わしきは被告人の利益に”の鉄則が貫かれているとはいえず、再審の壁はいまなお不当に厚いといわなければならない。

当会は、本件につき、第三者機関を組織して捜査、起訴、訴訟追行の過程を徹底的に検証するよう求めるとともに、この判決を契機として、刑事司法において“疑わしきは被告人の利益に”の鉄則が貫かれなければならないことを改めて確認し、かつ、冤罪事件の発生防止と救済に向けて引き続き尽力する決意である。

2012年11月7日

東京弁護士会会長 斎藤 義房